

## 「積算に関する条件明示書」

明 示 項 目	明 示 事 項 ( 条件及び内容 )			
I 単価適用日	令和8年6月1日	(必須)		
II 適用する土木工事標準積算基準書	国土交通省版 I	令和7年10月1日以降適用		
	水道施設整備費に係る歩係表	令和8年4月1日以降適用		
	下水道用設計標準歩掛表	令和7年10月1日以降適用		
	農林水産省 土地改良工事積算基準	令和7年度適用		
III 工種区分	開削及び小口径推進工事	(必須)		
IV 週休2日経費補正	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	月単位の週休2日(4週8休以上)の現場閉所状況に応じた経費の補正		
V 共通仮設費の補正	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算		
	一般交通影響有り(2)			
VI 現場管理費の補正	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正		
	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算		
	一般交通影響有り(2)			
VII 歩掛の補正	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	冬期屋外工事に関する歩掛の補正		
VIII 指定仮設	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり			
	図面	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	指定仮設に関する図面の有無	
	土質	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	土質に関するデータの有無(柱状図等)	
	水位	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	水位に関するデータの有無	
IX 任意仮設	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり			
	図面	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	任意仮設に関する参考図の有無(土留)	
	土質	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	土質に関するデータの有無(柱状図等)	
	水位	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	水位に関するデータの有無	
	交通誘導警備員A	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	配置人数	
	交通誘導警備員B	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	配置人数	4人
	ポンプ排水	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり	運転日数	4日
	工事用除雪	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	地域区分	
	その他			
X その他	異形管図作成費として、技師(A)0.26人、技師(B)0.51人を計上。 通水試験工として、試験日数0.9日を計上。 ドレーン工として、1箇所あたり、配管工0.50人、普通作業員0.50人を計上。			

### 入札参加者への留意事項

- ※① 本書に記載する『別添(参考資料)』とは、いわゆる『単価表まで明示した閲覧用設計書』を示す。
- ※② 本書並びに別添(参考資料)の有効期間については、この工事の入札日までとする。
- ※③ 本書、別添(参考資料)並びに設計数量計算書については、建設工事請負契約約款第1条第3項に定める「契約約款及び設計図書に特別の定めがある場合」にあたるものではない。
- ※④ 本書に掲載する以外の積算条件は、別添(参考資料)に基づくものとし、別添(参考資料)を閲覧に供していない場合には、本書のみが積算条件を明示するものである。
- ※⑤ 本書及び別添(参考資料)は、発注者の積算条件を示すための資料であり、「入札参加者の自由な価格設定」及び「請負後の施工条件を拘束」するものではない。
- ※⑥ 原則として、本書並びに別添(参考資料)以外の積算条件に関する質問には、回答できません。特に「IV～VI 各種経費等の補正」の補正值と「設計単価等」の金額に関する質問には、回答できません。

検算者	設計者

工事番号		施工年度	令和8年度
工事名称	令和8年度水道広域連携推進事業福山地内ほか配水管改良工事		
工事場所	酒田市福山地内ほか		
発注者	庄内広域水道企業団	<p>工事概要</p> <p>〔配水管改良〕</p> <p>配水管布設           HPPE φ 100           L=428.6m</p> <p>水管橋設置           HPPE φ 100           L= 11.4m</p> <p>空気弁設置工       25A                   N= 2基</p> <p>既設水管橋撤去                   L= 6.0m</p> <p>既設管切離し                   N= 4箇所</p> <p>消火栓立替                   N= 1基</p> <p>交通誘導員は、必要数を計上。</p>	
設計区分	実施設計書		
受注者			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事日数	日		
部 課 名	酒田事務所		
積算担当			
合計額			
工事価格			
消費税等相当額			





















工事名：令和8年度水道広域連携推進事業福山地内ほか配水管改良工事

第 3号 土工費			1式当たり						明細書
名 称	規 格	単 位	当 初			変 更			摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
アスファルト舗装切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	76						第 13号単価表
舗装版直接掘削・積込、舗装厚10cm以下		m <sup>2</sup>	46						第 14号単価表
バックホウ掘削積込		m <sup>3</sup>	240						第 15号単価表
管路埋戻(機械埋戻・バックホウ)	、丘砂	m <sup>3</sup>	80						第 16号単価表
管路埋戻(機械埋戻・バックホウ)	、再利用土砂	m <sup>3</sup>	130						第 17号単価表
下層路盤工	施工幅1.8m未満、施工厚=15cm、施工層数	m <sup>2</sup>	23						第 18号単価表
アスファルト舗装工(車道及び路肩)	1層当り、t ≤50mm(t=50mm)、	m <sup>2</sup>	46						第 19号単価表
砂利舗装工(人力)(敷均し)	敷均し幅2.0m未満、舗装面仕上げ有り、t	m <sup>2</sup>	241						第 20号単価表
発生土処理(土砂、DIDなし)	距離=9.9km	m <sup>3</sup>	240						第 21号単価表
発生土処理(As塊、DIDなし)	距離=11.1km	m <sup>3</sup>	2						第 22号単価表
舗装切断排水処分		t	0.1						第 23号単価表
現場発生品運搬	ベ-トラック2t積、吊能力2.9t、距離L=15.1	t	0.1						第 24号単価表
基礎碎石	12.5cmを超え17.5cm以下	m <sup>2</sup>	2.6						第 25号単価表











工事名：令和8年度水道広域連携推進事業福山地内ほか配水管改良工事

第 8号 管工費			1式当たり						明細書
名 称	規 格	単 位	当 初			変 更			摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
ダクタイル鋳鉄管(FCD)撤去管切断	呼び径75、エンジンカッター使用	口	1						第 33号単価表
鋳鉄(FC)撤去管切断	呼び径300、エンジンカッター使用	口	2						第 34号単価表
鋳鉄管 撤去管吊上げ積込み(機械力)	呼び径75以下	m	4						第 35号単価表
鋳鉄管 撤去管吊上げ積込み(機械力)	呼び径300	m	1						第 36号単価表
鋳鉄管(K形)継手取外し	呼び径75以下,15%増	口	1						第 37号単価表
鋳鉄管(K形)継手取外し	呼び径100,15%増	口	2						第 38号単価表
フランジ取外し	φ100 (JWWA 7.5K)	口	2						第 39号単価表
フランジ継手工 (JWWA 7.5K)	φ75	口	1						第 40号単価表
フランジ継手工 (JWWA 7.5K)	φ100	口	2						第 41号単価表
メカニカル継手工	φ75	口	1						第 42号単価表
メカニカル継手(離脱防止継手)	呼び径75、施工条件(指数計0)	口	3						第 43号単価表
メカニカル継手(離脱防止継手)	呼び径100、施工条件(指数計0)	口	2						第 44号単価表
メカニカル継手(離脱防止継手)	呼び径300、施工条件(指数計0)	口	2						第 45号単価表



工事名：令和8年度水道広域連携推進事業福山地内ほか配水管改良工事

第 9号 土工費			1式当たり						明細書
名 称	規 格	単 位	当 初			変 更			摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
アスファルト舗装切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	23						第 49号単価表
舗装版直接掘削・積込、舗装厚10cm以下		m <sup>2</sup>	8						第 50号単価表
バックホウ掘削積込		m <sup>3</sup>	10						第 51号単価表
管路埋戻(機械埋戻・バックホウ)	、再利用土砂	m <sup>3</sup>	8						第 52号単価表
下層路盤工	施工幅1.8m未満、施工厚=20cm、施工層数	m <sup>2</sup>	8						第 53号単価表
上層路盤工	施工幅1.8m未満、施工厚=10cm、施工層数	m <sup>2</sup>	8						第 54号単価表
アスファルト舗装工(仮舗装、歩道並み)	1層当り、t ≤50mm(t=50mm)、再生粗粒	m <sup>2</sup>	8						第 55号単価表
発生土処理(土砂、DIDなし)	距離=9.9km	m <sup>3</sup>	10						第 56号単価表
発生土処理(A s 塊、DIDなし)	距離=11.1km	m <sup>3</sup>	1						第 57号単価表
舗装切断排水処分		t	0.1						第 58号単価表
現場発生品運搬	ベーストラック2t積、吊能力2.9t、距離L=15.1	t	0.1						第 59号単価表
ポンプ運転工(作業時排水、発動発電機)	口径50mm、揚程5m×1台	日							第 60号単価表
ポンプ据付・撤去工	口径50mm、揚程5m×1~2台	現場	1						第 61号単価表























































































































































































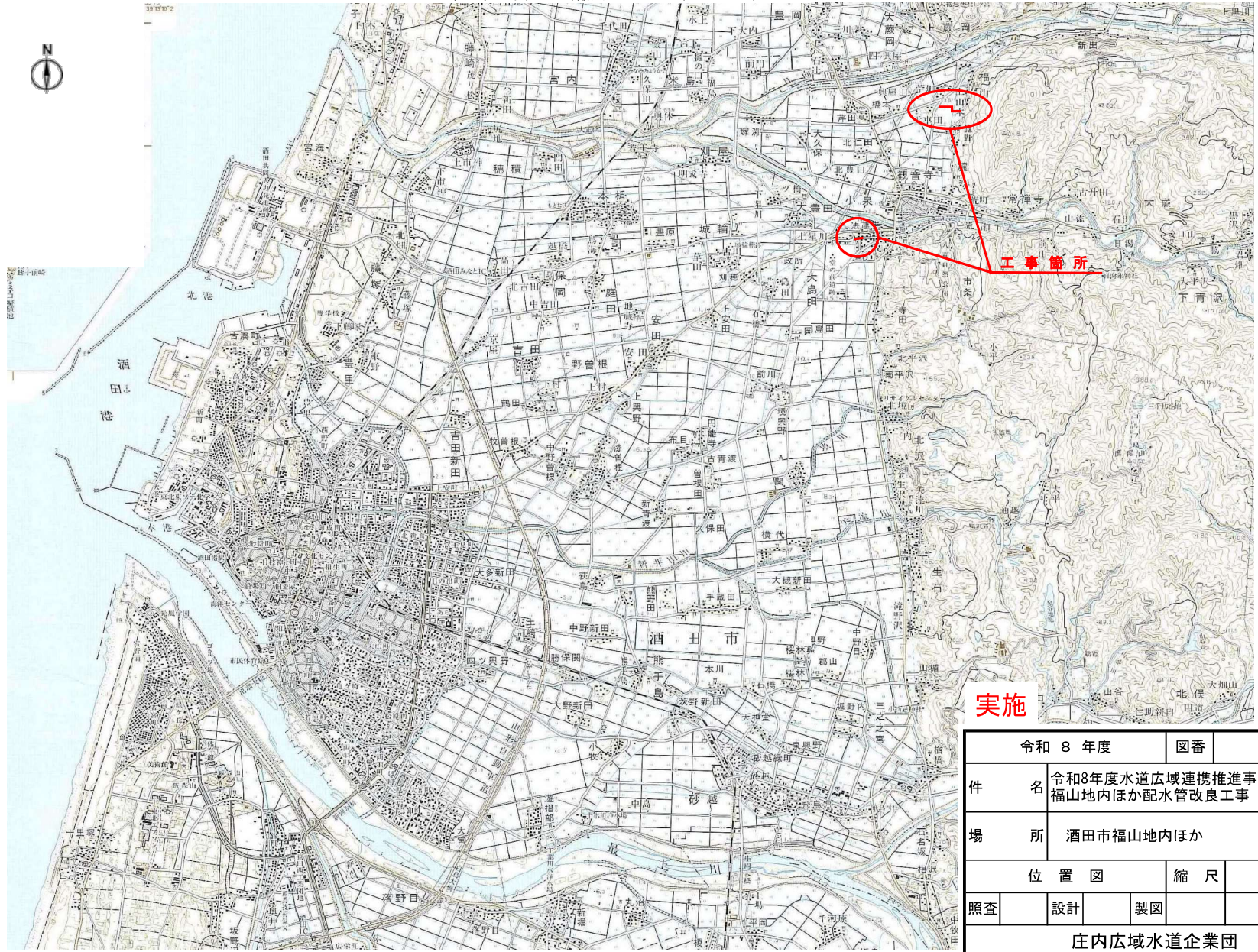






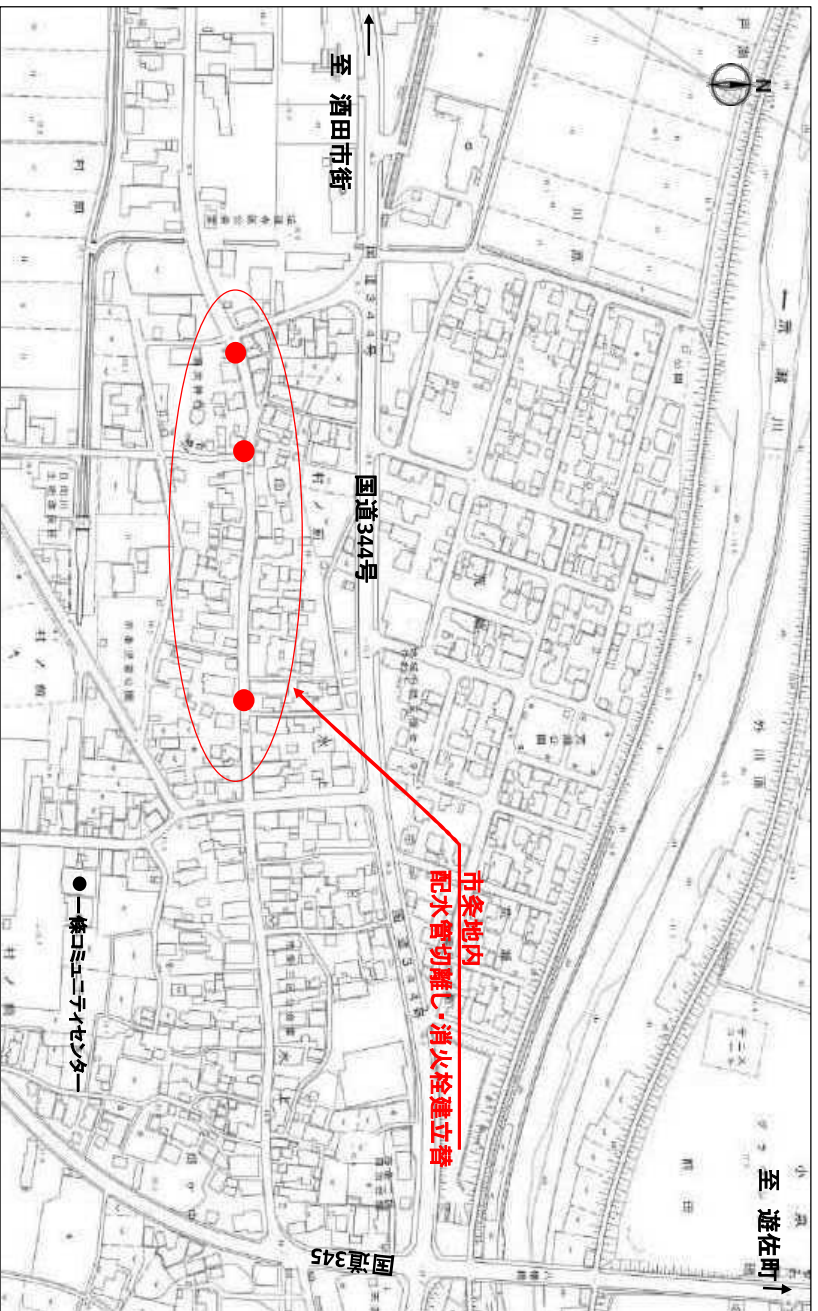


位置図 (縮尺 1/50,000)



実施

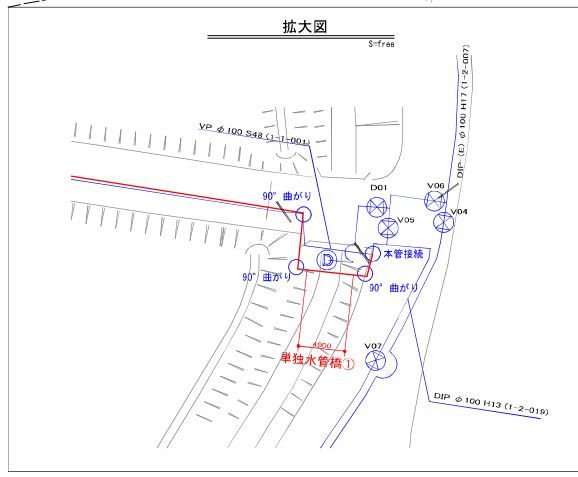
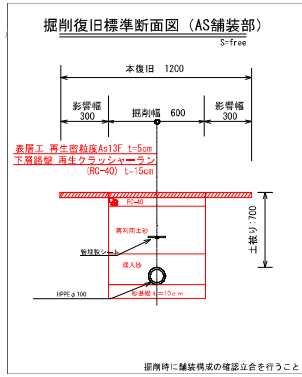
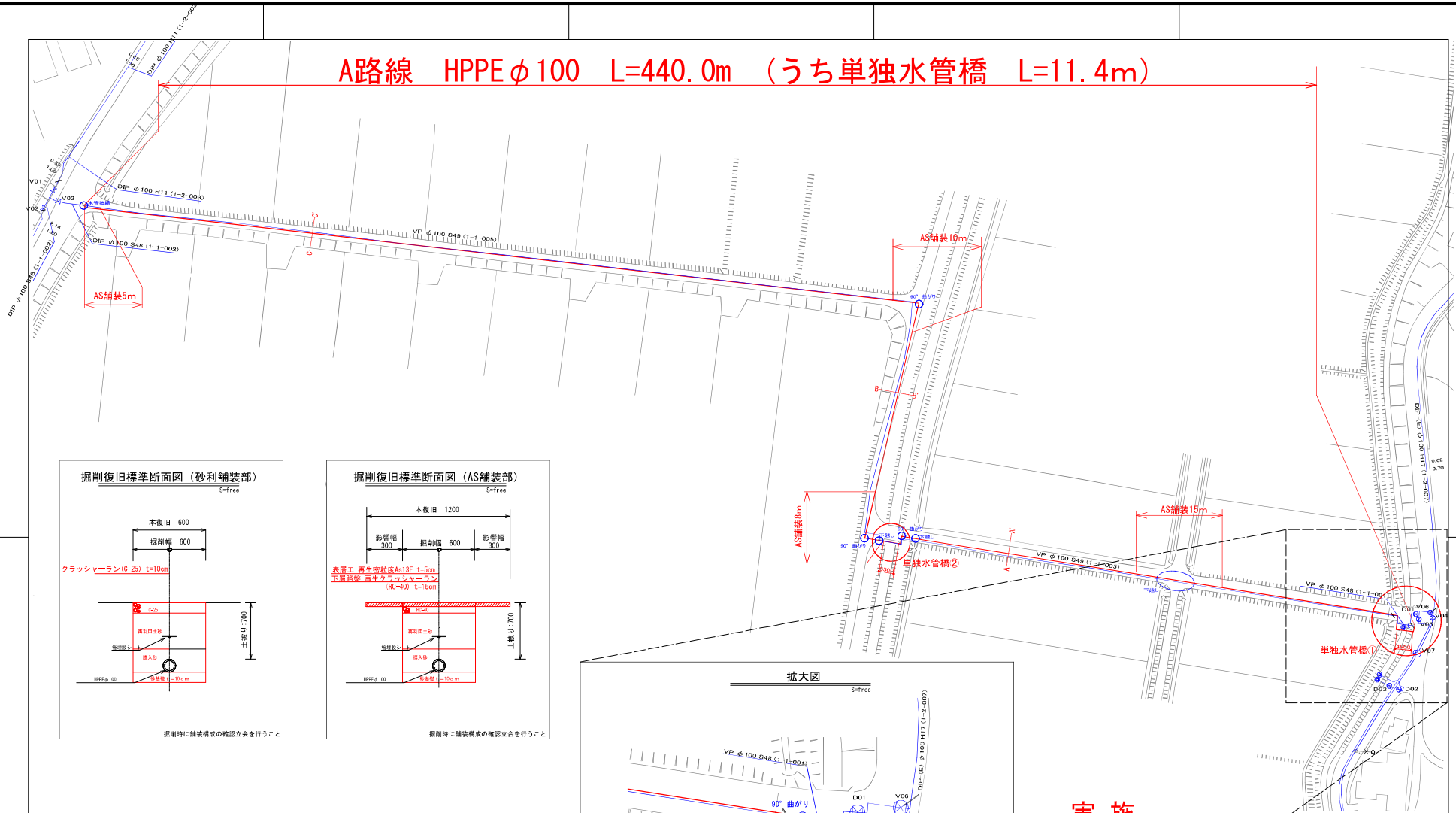
令和 8 年度		図番	9葉1	
件名	令和8年度水道広域連携推進事業 福山地区内ほかに配水管改良工事			
	場所 酒田市福山地区内ほかに			
位置図		縮尺	図示	
照査	設計	製図	年月日	
庄内広域水道企業団				



**実施**

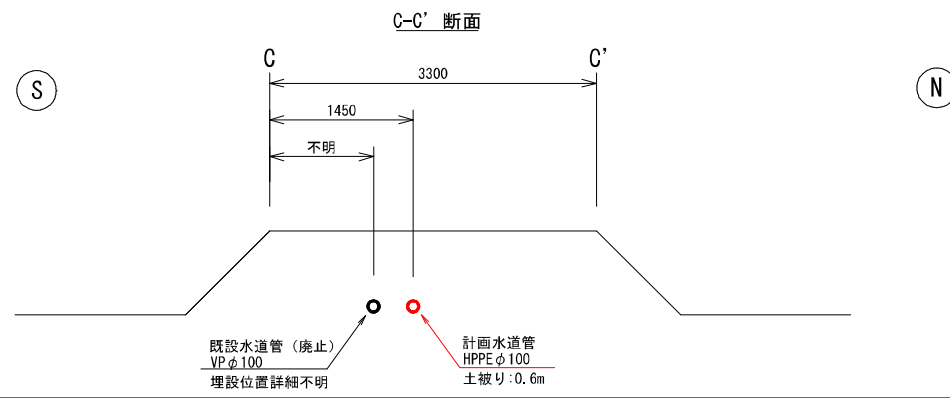
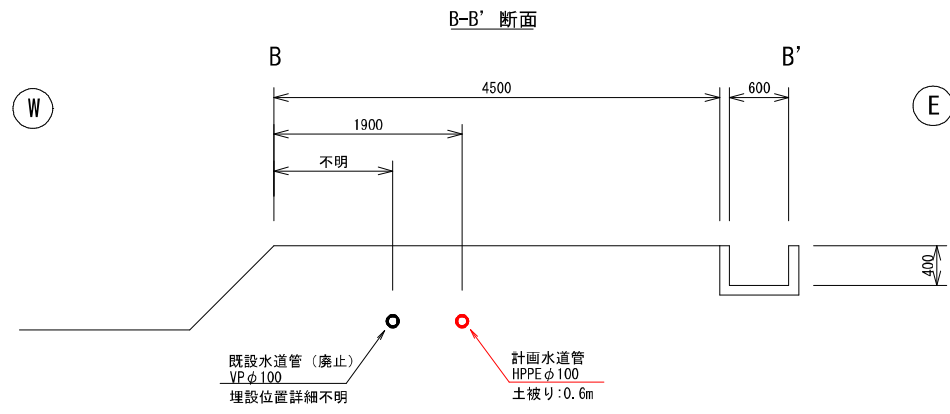
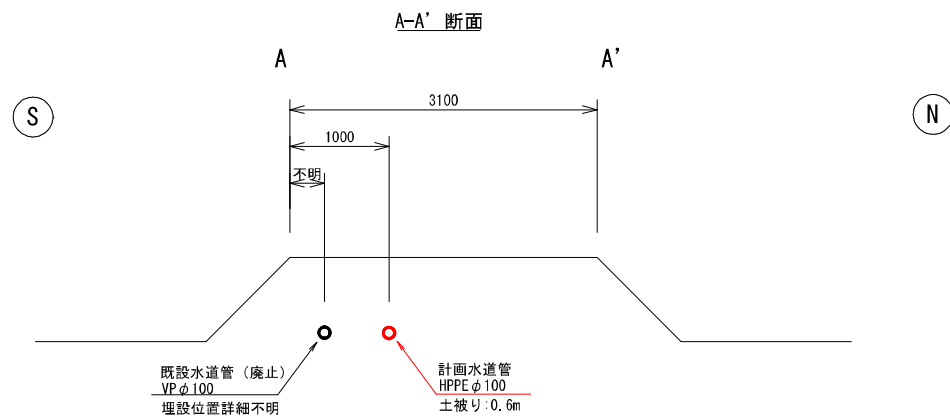
令和8年度	図番	9業2
件名	令和8年度水道広域連携推進事業	
場所	福山地区ほか配水管改良工事	
位 置	酒田市福山地区ほか	
縮 尺	free	製 図
庄内広域水道企業団		

A路線 HPPE φ100 L=440.0m (うち単独水管橋 L=11.4m)



実施

令和 8 年度	図 番	9 葉 3
件 名	令和8年度水道広域連携推進事業 福山地区内ほか配水管改良工事	
場 所	酒田市福山地区内ほか	
平面図	縮 尺	S=1:500
庄内広域水道企業団		

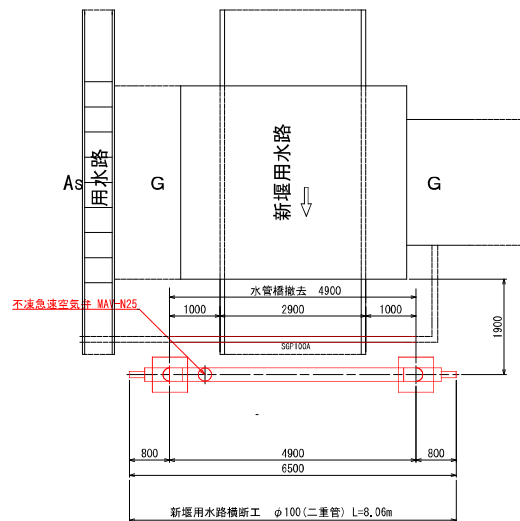


**実施**

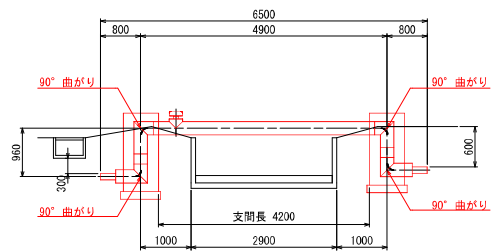
令和8年度	図番	9葉4
件名	令和8年度水道広域連携推進事業 福山地区内ほかに配水管改良工事	
場所	酒田市福山地区内ほか	
横断面図(福山地区内)	縮尺	図示
庄内広域水道企業団		



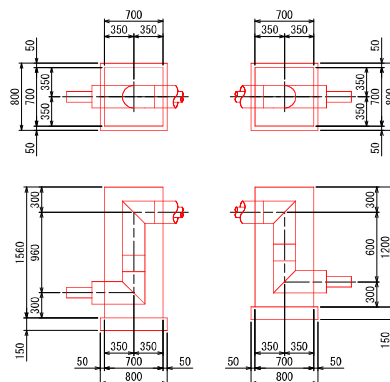
平面図 S=1:50



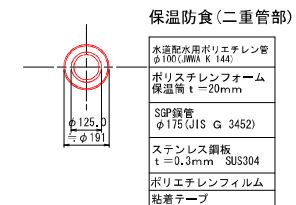
側面図 S=1:50



防護コンクリート詳細図 S=1:30



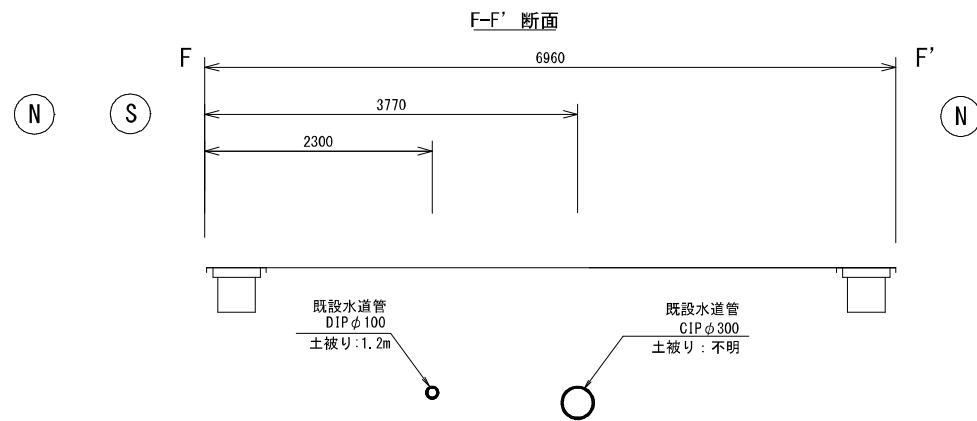
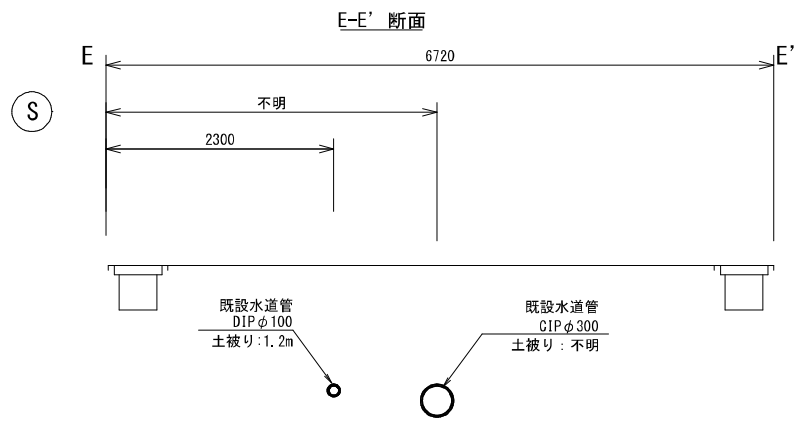
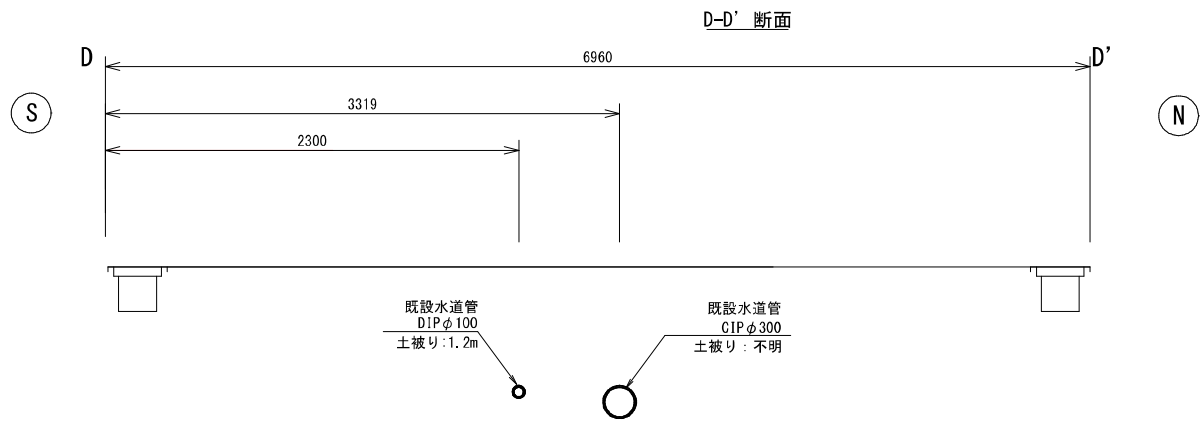
防食詳細図 S=FREE



実施

令和 8 年度	図 番	9 葉 6
件 名	令和8年度水道広域連携推進事業 福山地区内ほかに配水管改良工事	
場 所	酒田市福山地区内ほか	
単独水管橋② 詳細図	縮 尺	S=1:500
庄内広域水道企業団		





**実施**

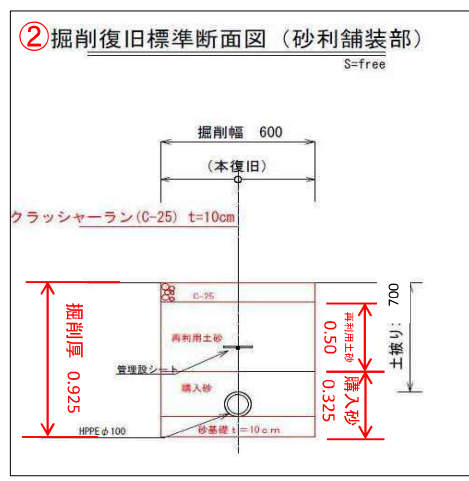
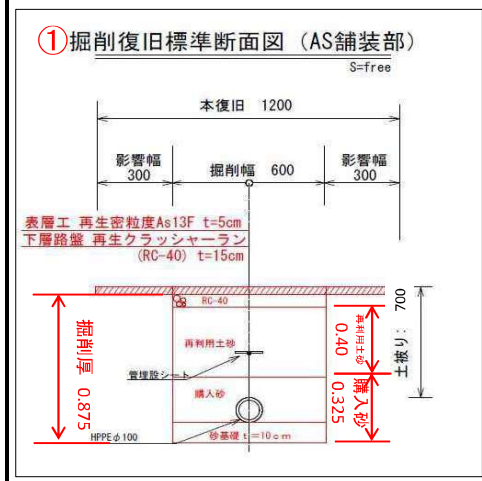
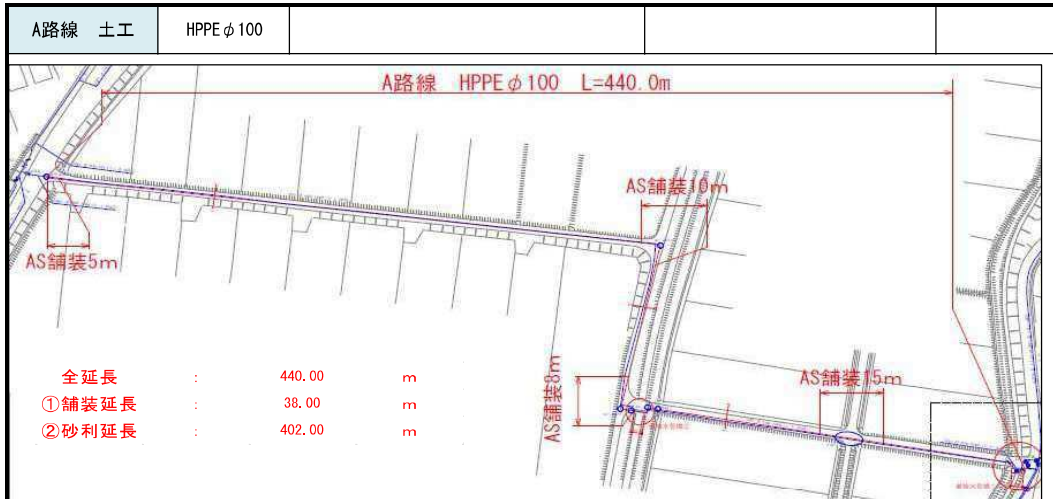
令和8年度	図番	9 葉 8
件名	令和8年度水道広域連携推進事業 福山地区内ほかに配水管改良工事	
場所	酒田市福山地区内ほか	
横断面(福山地区内)	縮尺	図示
庄内広域水道企業団		







配水管土工数量集計表【補助】			実施				上段：当初 下段：変更		
工種	名称	規格	HPPE				計	改め	備考
			φ50	φ75	φ100	水管橋			
舗装撤去工	舗装版切断	鉛直切断 t≤15cm	/	/	76.0	/	76	76 m	10m単位 100m未満は1m
	舗装版直接掘削・積込	BH0.28m3 t≤10cm	/	/	45.6	/	46	46 m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 単位 100m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
管路掘削	管路掘削	BH0.28m3	/	/	243.1	/	243	240 m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 単位 1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> 、100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
管路埋戻	管路埋戻	BH0.28m3 丘砂	/	/	80.4	/	80	80 m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 単位 1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> 、100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
		BH0.28m3 再利用土砂	/	/	129.7	/	130	130 m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 単位 1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> 、100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
路盤工	下層路盤工	RC-40 t=15cm	/	/	22.8	/	23	23 m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 単位 1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
舗装工	表層工	再生密粒度As13F t=5cm	/	/	45.6	/	46	46 m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 単位 1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	砂利舗装工	C-25 t=10cm	/	/	241.2	/	241	241 m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 単位 1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
発生土処理	発生土運搬処分	BH0.28m3 L=9.9km 連枝砂利	/	/	243.1	/	243	240 m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 単位 10m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
	As設運搬処分	BH0.28m3、4tDt L=11.1km 渡部砂利	/	/	2.3	/	2	2 m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> 単位
	舗装切断排水運搬処分	トラック(クレーン装着付) 2t級2.9t吊 L=15.1km	/	/	0.1	/	0.1	0.1 t	
	舗装切断排水運搬	トラック(クレーン装着付) 2t級2.9t吊 L=15.1km	/	/	0.1	/	0.1	0.1 t	
水管橋基礎	基礎砕石	RC-40	/	/	/	2.6	2.6	2.6 m <sup>2</sup>	
	型枠	小型構造物	/	/	/	14.2	14.2	14.2 m <sup>2</sup>	
	コンクリート	小型構造物	/	/	/	2.4	2.4	2.4 m <sup>2</sup>	

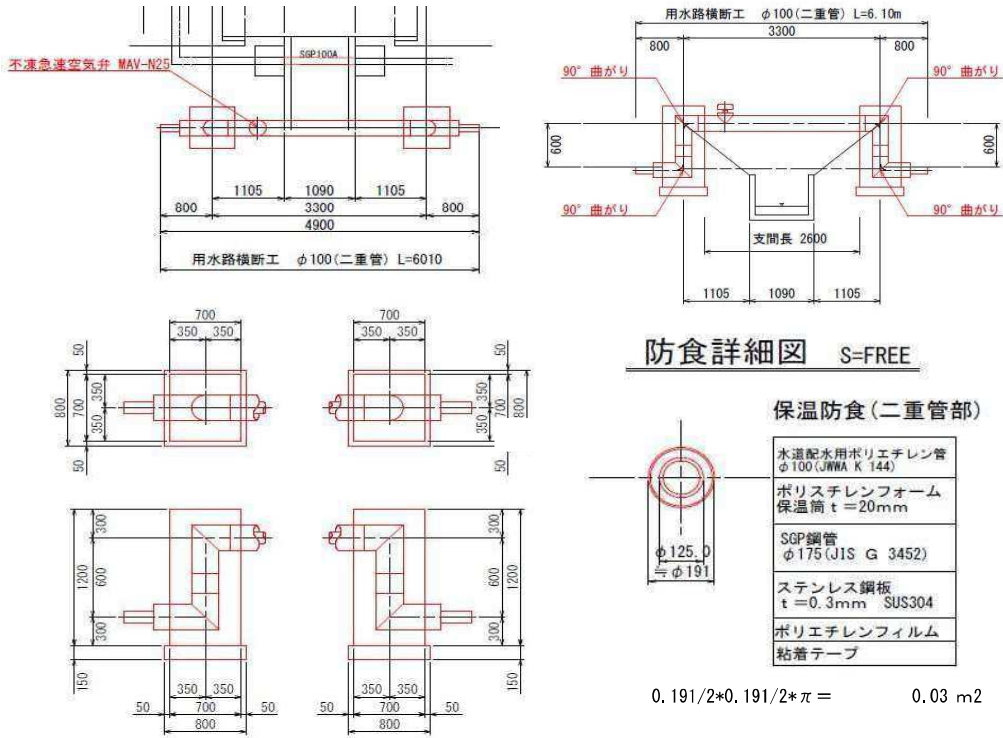


HPPE φ100 断面積 0.0123m<sup>2</sup>

名称	形状寸法	計 算	数 量
舗装切断	鉛直切断 t ≤ 15cm	38.00 × 2.0 ①延長 × 両端	76.0 m
舗装板直接掘削・積込	BH0. 28m <sup>3</sup> t ≤ 10cm	38.00 × 1.2 ①延長 × 復旧幅	45.6 m <sup>2</sup>
管路掘削	BH0. 28m <sup>3</sup>	38.00 × 0.6 × 0.875 + 402.00 × 0.6 × 0.925 ①延長 × 掘削幅 × ①掘削厚 + ②延長 × 掘削幅 × ②掘削厚	243.1 m <sup>3</sup>
管路埋戻	BH0. 28m <sup>3</sup> 丘砂	38.00 × (0.6 × 0.325 - 0.0123) + 402.00 × (0.6 × 0.325 - 0.0123)	80.4 m <sup>3</sup>
管路埋戻	BH0. 28m <sup>3</sup> 再利用土砂	38.00 × (0.6 × 0.400) 402.00 × (0.6 × 0.500)	129.7 m <sup>3</sup>
		①延長 × (掘削幅 × ①埋戻厚) ②延長 × (掘削幅 × ②埋戻厚)	
下層路盤工	RC-40 t=15cm	38.00 × 0.6 ①延長 × 掘削幅	22.8 m <sup>2</sup>
表層工事	再生密粒度As13F	38.00 × 1.2 ①延長 × 復旧幅	45.6 m <sup>2</sup>
砂利舗装	C-25 t=10cm	402.00 × 0.6 ②延長 × 復旧幅	241.2 m <sup>2</sup>
残土処分		38.00 × 0.6 × 0.775 + 402.00 × 0.6 × 0.825 ①延長 × 掘削幅 × ①掘削厚 + ②延長 × 掘削幅 × ②掘削厚	216.7 m <sup>3</sup>
AS殻		38.00 × 1.2 × 0.050 ①延長 × 復旧幅 × ①舗装厚	2.3 m <sup>3</sup>
舗装切断排水	処分 (m <sup>3</sup> )	76.00 × 0.001 切断延長 × m当たり排水量	0.1 m <sup>3</sup>
	運搬 (t)	0.1 × 1.400 排水量 × 単位体積重量	0.1 t

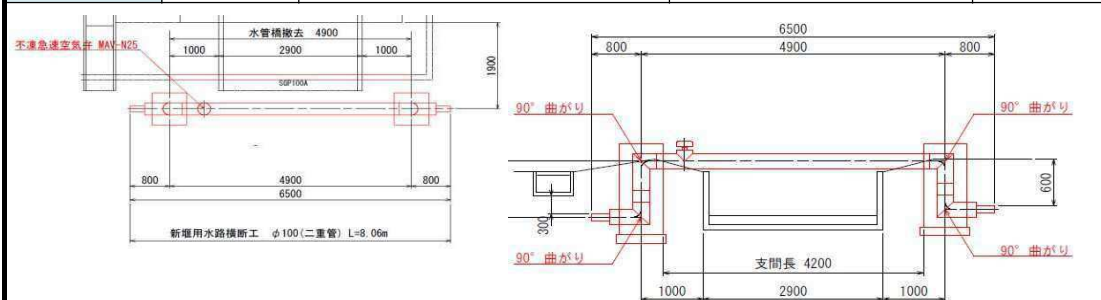


水管橋設置① 3.3m【補助】	HPPE φ100		
--------------------	-----------	--	--

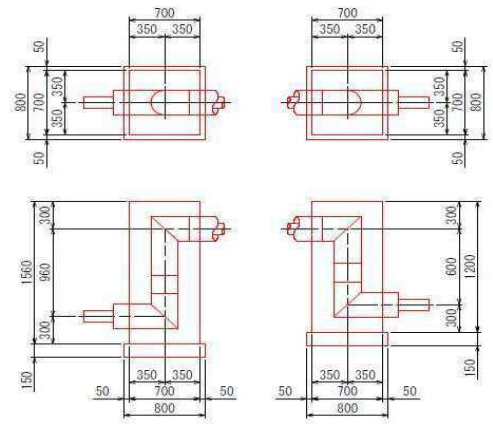


名称	形状寸法	計算	数量
防凍工	防食詳細図参照	6.10 防食管延長	6.1 m
SGP管	φ175	6.10 防食管延長	6.1 m
基礎碎石	RC-40	0.8 × 0.8 × 2.0 基礎幅 × 基礎長 × 箇所数	1.3 m <sup>2</sup>
型枠	小型構造物	(0.7 × 1.2 × 4.0 - 0.06) × 2.0 (CO幅 × CO高 × 面数 - 管断面積*2箇所) × 箇所数	6.6 m <sup>2</sup>
コンクリート	小型構造物	0.7 × 0.7 × 1.2 - 0.03 × 1.3 × 2.0 CO幅 × CO長 × CO高 - 管断面積 × 管延長 × 箇所数	1.1 m <sup>3</sup>

水管橋設置② 6.5m【補助】	HPPEφ100		
--------------------	----------	--	--



防食詳細図 S=FREE



保温防食(二重管部)

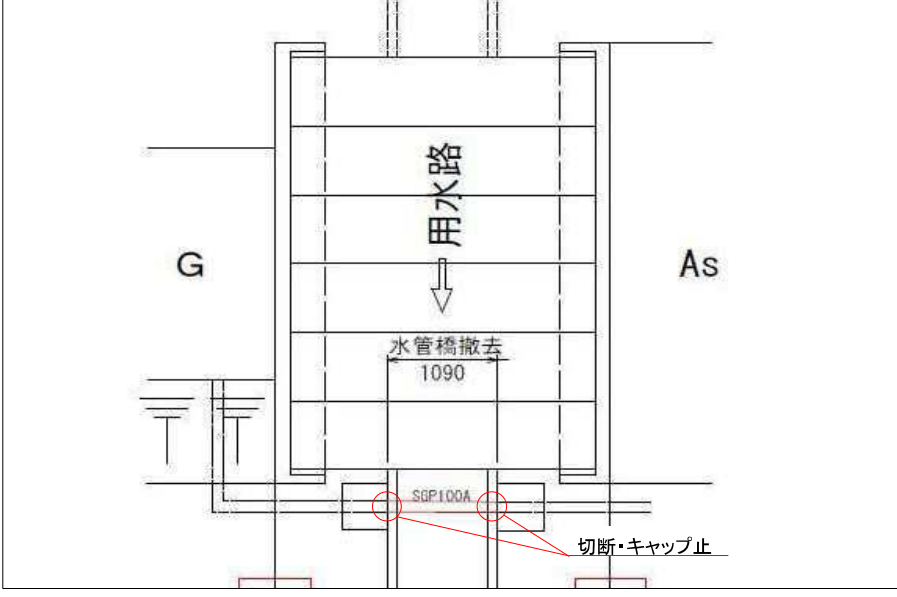
水道配水用ポリエチレン管 φ100(JWWA K 144)
ポリスチレンフォーム 保温筒 t=20mm
SGP鋼管 φ175(JIS G 3452)
ステンレス鋼板 t=0.3mm SUS304
ポリエチレンフィルム 粘着テープ

防食管断面積  
 $0.191/2 \times 0.191/2 \times \pi = 0.03 \text{ m}^2$

名称	形状寸法	計算	数量
防凍工	防食詳細図参照	8.06 防食管延長	8.1 m
SGP管	φ175	8.06 防食管延長	8.1 m
空気弁設置工	エアリス空気弁 25A		1.0 基
基礎砕石	RC-40	0.8 × 0.8 × 2.0 基礎幅 × 基礎長 × 箇所数	1.3 m <sup>2</sup>
型枠	小型構造物	(0.7 × 1.2 × 4.0 - 0.06) + (0.7 × 1.56 × 4.0 - 0.06)	7.6 m <sup>2</sup>
		(CO幅 × CO高 × 面数 - 管断面積*2箇所) + (CO幅 × CO高 × 面数 - 管断面積*2箇所)	
コンクリート	小型構造物	0.7 × 0.7 × 1.2 - 0.03 × 1.3 + 0.7 × 0.7 × 1.56 - 0.03 × 1.66	1.3 m <sup>3</sup>
		CO幅 × CO長 × CO高 - 管断面積 × 管延長 + CO幅 × CO長 × CO高 - 管断面積 × 管延長	

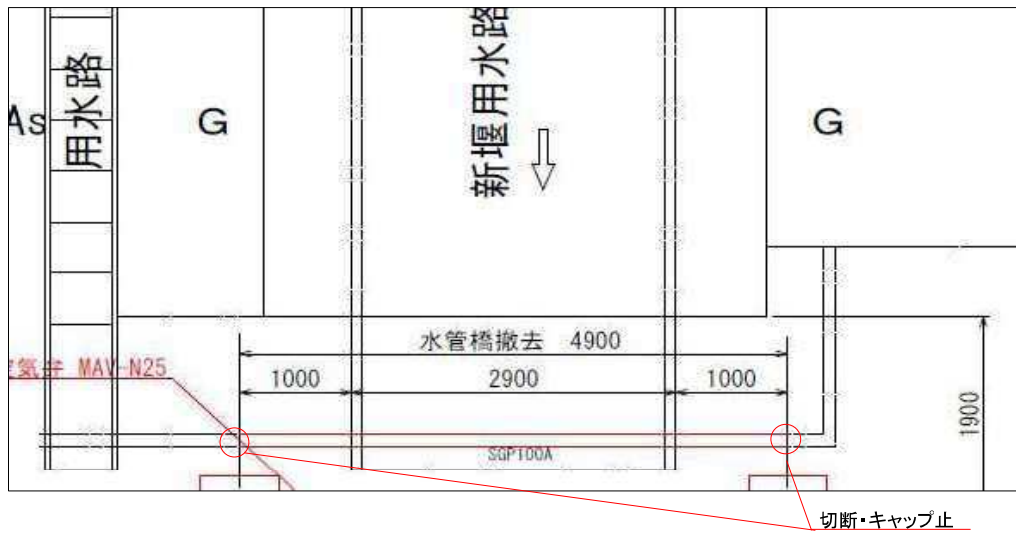


水管橋撤去① 1.1m【単独】	HPPEφ100		
--------------------	----------	--	--



名称	形状寸法	計 算	数 量
DVキャップ	VPφ100	2.00 箇所数	2.0 個
管切断	VPφ100	2.00 箇所数	2.0 個
管撤去	VPφ100	1.09 延長	1.1 m

水管橋撤去② 4.9m【単独】	HPPEφ100		
--------------------	----------	--	--



名称	形状寸法	計 算	数 量
DVキャップ	VPφ100	2.00 箇所数	2.0 個
管切断	VPφ100	2.00 箇所数	2.0 個
管撤去	VPφ100	4.90 延長	4.9 m



市条【単独】		既設配水管切離し・消火栓建替数量	
名 称	形状寸法	計 算	数 量
【管工】			
集計表		詳細① + 詳細② + 詳細③	
鑄鉄管 撤去切断	DIP φ75	0.0 □ + 1.0 □ + 0.0 □	1 □
鑄鉄管 撤去切断	CIP φ300	0.0 □ + 0.0 □ + 2.0 □	2 □
鑄鉄管 撤去	DIP φ75	0.0 m + 1.0 m + 3.0 m	4.0 m
鑄鉄管 撤去	DIP φ300	0.0 m + 0.0 m + 1.0 m	1.0 m
鑄鉄管 継手取外し	15%割り増し φ75	0.0 □ + 1.0 □ + 0.0 □	1 □
鑄鉄管 継手取外し	15%割り増し φ100	2.0 □ + 0.0 □ + 0.0 □	2 □
鑄鉄管 フランジ取外し	DIP φ100	2.0 □ + 0.0 □ + 0.0 □	2 □
鑄鉄管 フランジ接手	DIP φ75	0.0 □ + 0.0 □ + 1.0 □	1 □
鑄鉄管 フランジ接手	DIP φ100	2.0 □ + 0.0 □ + 0.0 □	2 □
鑄鉄管 メカニカル接手	DIP φ75	0.0 □ + 1.0 □ + 0.0 □	1 □
鑄鉄管 メカニカル接手	15%割り増し φ75 (管栓帽部)	0.0 □ + 1.0 □ + 2.0 □	3 □
鑄鉄管 メカニカル接手	15%割り増し φ100 (管栓帽部)	2.0 □ + 0.0 □ + 0.0 □	2 □
鑄鉄管 メカニカル接手	30%割り増し φ300 (管栓帽部)	0.0 □ + 0.0 □ + 2.0 □	2 □
鑄鉄管 吊込み据付	DIP φ75	0.0 m + 0.0 m + 3.0 m	3.0 m
消火栓 撤去		0.0 基 + 0.0 基 + 1.0 基	1 基
消火栓新設	φ75	0.0 基 + 0.0 基 + 1.0 基	1 基



市条【単独】		既設配水管切離し・消火栓建替数量	
名 称	形状寸法	計 算	数 量
【材料】			
詳細図①			
鑄鉄管 管栓帽	DIP φ100	1 個 × 2 箇所	2 個
鑄鉄管 フランジ蓋	DIP φ100	1 個 × 2 箇所	2 個
詳細図②			
鑄鉄管 栓	DIP φ75	1 個 × 1 箇所	1 個
鑄鉄管 管栓帽	DIP φ75	1 個 × 1 箇所	1 個
詳細図③			
鑄鉄管 管栓帽	DIP φ300	2 個 × 1 箇所	2 個
鑄鉄管 特殊押輪	DIP φ75	2 組 × 1 箇所	2 組
鑄鉄管 短管1号	DIP φ75	1 本 × 1 箇所	1 本
鑄鉄管 直管	DIP φ75	1 本 × 1 箇所	1 本
消火栓新設	φ75	1 基 × 1 箇所	1 基
コンクリートブロック		1 個 × 1 箇所	1 個

市条【単独】		既設配水管切離し・消火栓建替数量	
名称	形状寸法	計 算	数 量
【管工】			
詳細図①			
鑄鉄管 継手取外し	15%割り増し φ100	押しボルト2÷Tボルト4×30%=15% 1 口 × 2 箇所	2 口
鑄鉄管 フランジ取外し	φ100	1 口 × 2 箇所	2 口
鑄鉄管 フランジ接手	φ100	1 口 × 2 箇所	2 口
鑄鉄管 メカニカル接手	15%割り増し φ100 (管栓帽部)	押しボルト4÷Tボルト8×30%=15% 1 口 × 2 箇所	2 口
詳細図②			
鑄鉄管 継手取外し	15%割り増し φ75	押しボルト2÷Tボルト4×30%=15% 1 口 × 1 箇所	1 口
鑄鉄管 撤去切断	φ75	1 口 × 1 箇所	1 口
鑄鉄管 撤去	φ75	1.0 m × 1 箇所	1 m
鑄鉄管 メカニカル接手	15%割り増し φ75 (管栓帽部)	押しボルト2÷Tボルト4×30%=15% 1 口 × 1 箇所	1 口
鑄鉄管 メカニカル接手	φ75 (栓部)	1 口 × 1 箇所	1 口
詳細図③			
鑄鉄管 撤去切断	φ300	2 口 × 1 箇所	2 口
鑄鉄管 撤去	φ300	1.0 m × 1 箇所	1 m
鑄鉄管 メカニカル接手	30%割り増し φ300 (管栓帽部)	押しボルト8÷Tボルト8×30%=30% 1 口 × 2 箇所	2 口
鑄鉄管 撤去	φ75	3.0 m × 1 箇所	3 m
消火栓 撤去		1 基 × 1 箇所	1 基
鑄鉄管 フランジ接手	φ75	1 口 × 1 箇所	1 口
鑄鉄管 メカニカル接手	15%割り増し φ75 (直管部)	押しボルト2÷Tボルト4×30%=15% 2 口 × 1 箇所	2 口
鑄鉄管 吊込み据付	φ75	3.0 m × 1 箇所	3 m
消火栓新設	φ75	1 基 × 1 箇所	1 基

市条【単独】		既設配水管切離し・消火栓建替数量	
名称	形状寸法	計 算	数 量
【土工】			
詳細図①			
舗装版切断	$t \leq 15\text{cm}$	$(1.0\text{ m} + 1.0\text{ m}) \times 2 \times 2$ 箇所	8.0 m
舗装版直接掘削・積込	BH0. 28m <sup>3</sup> $t \leq 10\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.0\text{ m} \times 2$ 箇所	2.0 m <sup>2</sup>
管路掘削	BH0. 28m <sup>3</sup>	$(1.32\text{ m} - 0.05\text{ m}) \times 1.0\text{ m} - 0.0109\text{ m}^2 \times 1.0\text{ m} \times 2$ 箇所	2.5 m <sup>3</sup>
管路埋戻	BH0. 28m <sup>3</sup> 再利用土砂	$(1.32\text{ m} - 0.35\text{ m}) \times 1.0\text{ m}) \times 1.0\text{ m} \times 2$ 箇所	1.9 m <sup>3</sup>
下層路盤工	RC-40、 $t=20\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.0\text{ m} \times 2$ 箇所	2.0 m <sup>2</sup>
上層路盤工	M-40、 $t=10\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.0\text{ m} \times 2$ 箇所	2.0 m <sup>2</sup>
仮舗装工	再生粗粒度As20 $t=5\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.0\text{ m} \times 2$ 箇所	2.0 m <sup>2</sup>
発生土運搬処分	BH0. 28m <sup>3</sup> 、DT4t		2.5 m <sup>3</sup>
As殻運搬処分	BH0. 28m <sup>3</sup> 、Dt4t	$2.0\text{ m}^2 \times 0.05\text{ m} \times 2$ 箇所	0.2 m <sup>3</sup>

市条【単独】		既設配水管切離し・消火栓建替数量	
名称	形状寸法	計 算	数 量
【管工】			
詳細図②			
舗装版切断	$t \leq 15\text{cm}$	$(1.0\text{ m} + 1.5\text{ m}) \times 2$	5.0 m
舗装版直接掘削・積込	BH0.28m3 $t \leq 10\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.5\text{ m}$	1.5 m <sup>2</sup>
管路掘削	BH0.28m3	$((1.29\text{ m} - 0.05\text{ m}) \times 1.0\text{ m} - 0.0068\text{ m}^2) \times 1.5\text{ m}$	1.9 m <sup>3</sup>
管路埋戻	BH0.28m3 再利用土砂	$(1.29\text{ m} - 0.35\text{ m}) \times 1.0\text{ m}) \times 1.5\text{ m}$	1.4 m <sup>3</sup>
下層路盤工	RC-40、 $t=20\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.5\text{ m}$	1.5 m <sup>2</sup>
上層路盤工	M-40、 $t=10\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.5\text{ m}$	1.5 m <sup>2</sup>
仮舗装工	再生粗粒度As20 $t=5\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 1.5\text{ m}$	1.5 m <sup>2</sup>
発生土運搬処分	BH0.28m3、DT4t		1.9 m <sup>3</sup>
As殻運搬処分	BH0.28m3、Dt4t	$1.5\text{ m}^2 \times 0.05\text{ m}$	0.1 m <sup>3</sup>

市条【単独】		既設配水管切離し・消火栓建替数量	
名称	形状寸法	計 算	数 量
【管工】			
詳細図③			
舗装版切断	$t \leq 15\text{cm}$	$(1.0\text{ m} + 4.0\text{ m}) \times 2 \times$	10.0 m
舗装版直接掘削・積込	BH0.28m <sup>3</sup> $t \leq 10\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 4.0\text{ m}$	4.0 m <sup>2</sup>
管路掘削	BH0.28m <sup>3</sup>	$(1.52\text{ m} - 0.05\text{ m}) \times 1.0\text{ m} \times 4.0\text{ m}$ $- ((0.0818\text{ m}^3 \times 1.0\text{ m}) + (0.0068\text{ m}^3 \times 4.0\text{ m}))$	5.8 m <sup>3</sup>
管路埋戻	BH0.28m <sup>3</sup> 再利用土砂	$(1.52\text{ m} - 0.35\text{ m}) \times 1.0\text{ m} \times 4.0\text{ m}$ $- (0.0068\text{ m}^3 \times 4.0\text{ m})$	4.7 m <sup>3</sup>
下層路盤工	RC-40、 $t=20\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 4.0\text{ m}$	4.0 m <sup>2</sup>
上層路盤工	M-40、 $t=10\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 4.0\text{ m}$	4.0 m <sup>2</sup>
仮舗装工	再生粗粒度As20 $t=5\text{cm}$	$1.0\text{ m} \times 4.0\text{ m}$	4.0 m <sup>2</sup>
発生土運搬処分	BH0.28m <sup>3</sup> 、DT4t		5.8 m <sup>3</sup>
As殻運搬処分	BH0.28m <sup>3</sup> 、Dt4t	$4.0\text{ m}^2 \times 0.05\text{ m}$	0.2 m <sup>3</sup>

令和8年度水道広域連携推進事業福山地内ほか配水管改良工事

## 特記仕様書

庄内広域水道企業団

## 1. 共通仕様書の適用

この特記仕様書は、本工事の施工についての特記事項の仕様を示すもので、ここに記載のない管工事については、庄内広域水道企業団の工事仕様書（令和 8 年 4 月 1 日改正）及び土工等「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和 8 年 4 月版」にもとづき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「工事仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

※ 共通仕様書の一部改訂内容のホームページへは

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

## 2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

### 第1編 共通編

#### 第1章 総 則

##### 1-1 下請負人等の選定

1. 受注者は、下請契約を締結する場合、当該契約の相手方は酒田市内に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
2. 受注者は、工事材料に係わる納入契約を締結する場合、当該契約の相手方は酒田市内に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は地域・地場で生産及び販売されるものを選定するよう努めなければならない。

##### 1-2 受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入等

1. 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約を除く。以下「二次以降下請契約」という。）の相手方としないよう努めなければならない。
  - (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
2. 受注者は、前項にかかわらず社会保険等未加入建設業者を二次以降下請契約の相手方とする場合は、あらかじめ発注者に契約の相手方とする理由を添えて報告しなければならない。

### 1-3 工期

1. 工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項・条件を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率 ※施工に必要な実日数に対し、休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数	0.92

### 1-4 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員へ提出し共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）及び処理期限等を監督職員と協議し明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責めによらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日数が多く発生した場合
- ③ 工事の全部又は一部の施工の一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

### 1-5 履行報告

受注者は、毎月の履行状況を工事履行報告書（様式第10号の3）により監督職員に提出しなければならない。

### 1-6 中間前金払

契約約款第36条第3項に基づき中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（様式第10号の2）に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書（様式第10号の3）の写しを添えて提出するものとする。

### 1-7 現場代理人及び主任技術者等

1. 受注者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を定め、現場代理人等指定通知書を発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときも、同様とする。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができるものとする。
2. 主任技術者（監理技術者）は、土木施工管理技士など建設業法の定める資格を有すること。

### 1-8 配水管技能者等

1. 受注者は、工事着手に先立ち配水管技能者等を選任し、配水管技能者等指定通知書により発注者に通知しなければならない。なお、本工事は3に示す資格を有する者を自社で確保していることとする。
2. 配水管技能者等の他工事との兼任は妨げない。但し、兼任により工事に支障の出ることのない体制で工事にあたること。
3. 配水管技能者等は主に管の芯出し、据付接合及び給水管切替等を行うものとし、下記の資格を有する者とする。
  - 1) DIP耐震継手（GX形・NS形）は、JWWA「配水管技能者（耐震）」に登録されている者とする。
  - 2) DIP大口径（500mm以上）は、JWWA「配水管技能者（大口径）」に登録されている者とする。
  - 3) 水道配水用ポリエチレン管（以下「PE管」という。）の配水管布設工事は、JWWA「配水管技能者」に登録されており、且つ、POLITEC又はメーカーによる講習を受講した者とする。
  - 4) 給水管切替は、（公財）給水工事技術振興財団「給水装置工事配管技能者」に登録されている者とする。
4. 配水管技能者等の通知の際には、配管等に必要な資格及び雇用関係が証明できる書類を提出すること。
5. 配管作業中は、配水管技能者登録証等を携帯し、配水管技能者であることが認識できるようにすること。

#### 配水管技能者等に係る必要資格一覧

資格交付団体		JWWA		POLITEC 又はメーカー	(公財)給水工事技術 振興財団
必要資格		配水管技能者			給水装置工事配管 技能者
施工継手種類		耐震	大口径	PE管	
DIP	K形(～450mm)	○	-	-	-
	GX形(～450mm)	○	-	-	-
	NS形(～500mm)	○	-	-	-
	大口径(500mm～)	-	○	-	-
PE管		-	-	○	-
給水管切替		-	-	-	○

### 1-9 技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、工事着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との協議により定める。
2. 工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で打合せ簿等の書面で明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

### 1-10 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

### 1-11 監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱い

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の1）～8）の要件を全て満たさなければならない。
  - (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
  - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
  - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、庄内地区内の工事とする。
  - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、第1項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。なお、提出書類は、山形県県土整備部建設企画課のホームページを参照のこと。  
( [https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd\\_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html](https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html) )  
山形県県土整備部建設企画課ホームページ 「入札・契約関係様式ダウンロード」  
⇒「監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱いについて」
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

### 1-12 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集 山形県土木工事施

工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

#### 1-13 官有地（民有地）の使用に関する事項

1. 本工事の施工に伴い借地が必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 施工ヤードの造成・補修が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 1-14 工事現場発生品（工事現場再使用品）

1. 本工事により撤去する消火栓について、再使用を見込んでいるため、監督職員の立会いにより指示を受け、庄内広域水道企業団酒田事務所内の資材置き場に運搬するものとする。

#### 1-15 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

##### 【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーラン（RC-40）として再資源化している再資源化施設

##### 【アスファルト・コンクリート塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設（アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可）

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。

##### 【アスファルト塊】

- ① 受け入れ場所 : 遊佐町藤崎茂り松 2-389
- ② 再資源化施設名 : ㈱渡部砂利工業所
- ③ 受け入れ時間帯 : 8時00分～16時30分

また、特定建設資材以外の廃棄物については、下記のとおりである。

##### 【建設汚泥】

- ① 受け入れ場所 : 庄内町提興屋字中島 38
- ② 再資源化施設名 : ㈱安藤組
- ③ 受け入れ時間帯 : 8時00分～17時00分

3. 落札者は、契約締結前、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等に変更する場合は、土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-11建設副産物第2項で規定する契約前の説明において変更内容の説明を行うものとする。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすこと

を証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。

4. 受注者は、契約締結後、自らの都合により、建設工事請負契約約款様式第1号の2（解体工事に要する費用等調書）への記載内容と別の方法等に変更する場合には、あらかじめ監督職員へ工事打合簿等で説明を行い承諾を得るものとする。

その後、変更契約を締結する場合には、建設工事請負契約約款様式第8号の2（解体工事に要する費用等調書）へも変更内容を記載しなければならない。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。

5. 土木共通特記仕様書第1編共通編1-1-11 建設副産物第4項に規定する再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）作成は、「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」（(財)日本建設情報総合センター（JACIC）Web版入力システム）により行う。

なお、システムの操作に要する費用は、共通仮設費率分（技術管理費）に含まれている。

#### 1-16 施工時期、時間、施工方法の制限事項（工程関係）

本工事において、他の管理者より特別施設及び施工時間帯等の制約を受けた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 1-17 工事支障物件に関する事項（工程関係）

1. 施工に伴って、支障となる物件が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 既設構造物（舗装含む）の撤去及び復旧が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 1-18 工事名標示板に関する事項（安全確保関係）

1. 工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

##### 【福山地内】

工事の種類	水道工事中
工事内容の説明	地震に強い水道管に入れ替えています。

##### 【市条地内】

工事の種類	水道工事中
工事内容の説明	古い水道管を廃止しています。

2. 本工事は道路工事であることから、工事名標示板記載の「工事期間」は交通上支障を与える実際の期間とする。

### 1-19 交通安全に関する事項（交通安全管理関係）

1. 交通管理に要する交通誘導員の配置は任意とする。具体的人員については条件明示書に記載のとおりである。  
なお、交通管理者との協議により配置を義務づけられた場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 歩行者用の仮歩道が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 車両乗入部等工事の際に覆工（鉄板を含む）等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 施工に伴い段差すりつけが必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 1-20 災害時の協力体制

1. 緊急巡回
  - (1) 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
  - (2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について監督職員に報告するものとする。
  - (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
  - (4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。
2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業  
工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。
3. 緊急巡回及び緊急時の協力体制に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

### 1-21 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第一報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに事故報告書をE-Mailなどにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に関係する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。

### 1-22 施工方法、時間の制限に関する事項（環境対策関係）

本工事の施工に使用する建設機械は、低騒音、低振動等によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 1-23 事業損失に関する事項（環境対策関係）

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 1-24 情報共有システムの利用

1. 本工事は、情報共有システムの利用対象工事であり、帳票等の処理については、情報共有システムを利用することができる。受注者は、契約締結後に、情報共有システムの利用について、監督職員と協議すること。
2. 情報共有システム利用に係る費用は、共通仮設費の率分に含まれるため、登録料及び利用料については、受注者が支払うこと。
3. 情報共有システムの利用については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
4. 情報共有システムの利用要領及び運用ガイドラインについては、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>) から入手できる。

### 1-25 週休2日確保工事

1. 本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 発注者は、当初（発注）時において月単位の4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。なお、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
3. 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日（土日）の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。

### 1-26 賃金又は、物価の変動に基づく請負代金の変更について

一般の急激な物価変動等により、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰等により、円滑な施工に支障が生じるときは、請負代金の変更について協議すること。

### 1-27 資機材の納期の遅れに基づく工期の変更について

受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等について協議すること。

## 第2章 土 工

### 2-1 残土受入地

工事により発生する発生土は、(有)連枝砂利へ運搬するものとし、運搬距離は $L = 9.9 \text{ km}$ を見込んでいる。なお、運搬する前に埋戻し材としての流用の可否について、監督職員の確認・立会を受けること。

### 2-2 一 般

1. 施工に伴い防じん処理の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. タイヤ洗浄施設の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

## 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

### 3-1 配合

1. 下記工種のコンクリートは、共通仕様書（参考資料）レディーミクストコンクリート標準仕様基準の次の規格によるものとする。

工 種	区分番号	呼び強度	摘 要
防護コンクリート	②	18 N/mm <sup>2</sup>	18-8-40(高炉B種)

## 第2編 材 料 編

### 第1章 土木工事材料

#### 1-1 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材 料 名	規 格	使 用 箇 所	摘 要
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤 構造物基礎	
再生アスファルト合材	再生粗粒度 As (20)	表層 (仮舗装)	
再生アスファルト合材	再生密粒度 As (13F)	表層 (本復旧)	
再利用土砂	CBR12%以上	埋戻し土	

1. 再生クラッシャーランは、廃棄物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊を破砕、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより再資源化された資材をいい、これら以外の材料（新材の碎石、ズリ、コンクリートを製造し破砕したもの等）が混合されていない状態のものをいう。
2. 下層路盤材、歩道路盤材に使用する再生碎石（RC-40）は下記の品質基準を満足するものとする。
  - ・修正CBR  
下層路盤材 修正CBR値 40%以上  
歩道路盤材 修正CBR値 20%以上
  - ・粒度範囲

骨材のふるい分け試験方法 JIS A 1102 により、粒度が土木工事共通仕様書第 2 編材料編 2-3-3 表 2-4 に適合すること。

・塑性指数（下層路盤材の場合のみ）

土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205 により、塑性指数 P I が 6 以下であること。

・すりへり減量

粗骨材のすりへり減量試験 JIS A 1121 により、すりへり量が 50%以下であること。

・アスファルト塊混入率

再生骨材に含まれるアスファルト塊が 70%以下であること。

## 1-2 アスファルト合材

工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。

材 料 名	規 格	工 種	摘 要
溶融スラグを用いた アスファルト合材	再生粗粒度アスコン 20	仮舗装工	品質規格は JIS に 準じる。
溶融スラグを用いた アスファルト合材	再生密粒度アスコン 13F	本舗装	品質規格は JIS に 準じる。

- ① 溶融スラグは「酒田地区広域行政組合」が製造したものをを使用することを原則とする。
- ② 溶融スラグの詳細については「溶融スラグの有効利用に係わるガイドライン（案）」によるものとする。
- ③ 溶融スラグの入荷が困難な場合においては、溶融スラグを混合させない製品の使用について監督職員と協議するものとする。

## 第 3 編 土木工事共通編

### 第 1 章 総 則

#### 1-1 段階確認

共通仕様書 第 3 編 土木工事共通編 1-1-2 監督職員による確認及び立会等 により指定された工種に、次の工種を追加するものとする。

種 別	実 施 段 階	確 認 内 容
法線立会	現場施工前	起終点位置・配水管布設位置
路盤工	路盤工完了後	仕上り厚さ・幅員・密度・配水管布設位置
各種試験	全路線（市条地内を除く）	水圧試験・水質試験
継手工	各口径につき 1 箇所以上	継手（融着含む）

### 第 2 章 一般施工

#### 2-1 湧水処理等に関する事項

1. 本工事における配水管切り替え時の水替工は、作業時排水とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 他に水替が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## 第4編 道路編

### 第1章 道路維持

#### 1-1 舗装版切断工

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、その費用については、設計図書に含まれる。
2. 回収した排水については、監督職員と協議の上、処理するものとし、処理に関する運搬費及び処分費などの必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。
3. また、受注者は、排水処理に係る産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

## 第5編 水道編

### 第1章 配水管工事

#### 1-1 異形管図の作成

施工に先立ち現場で測量及び試掘等を行い、設計図を基に異形管図を作成し監督職員に提出すること。

#### 1-2 概略数量設計

1. 本工事の配水管布設（HPPE φ100）については、概算数量設計により積算したものである。なお、設計数量は監督職員との協議結果にて数量を変更するものとし、変更設計の対象とする。
2. 受注者は、工事着手前に監督職員と現場立会い等を行い、提示された資料に基づき、工事範囲及び弁栓類等の位置を確認すること。
3. 受注者は、前項により確認した工事範囲の測量及び試掘等を行い、調査結果を反映した異形管図及び数量表を作成し監督職員と協議すること。なお、異形管図は原則CADにて作成、提出するものとし、数量表の様式は任意とする。
4. 受注者は、前項での協議結果に基づき工事を実施しなければならない。  
また、施工中に配管を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員の承諾を受けるものとし、竣工配管を確定設計数量とする。
5. 概算数量設計に係る変更以外の事由により発生したその他の設計変更とすべき事項については、従来の設計変更と同様に取り扱うものとする。
6. 本設計方式に関して、その他疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議して決定するものとする。

#### 1-3 断水計画

1. 断水を伴う作業の場合は、断水作業の7日前までに、断水作業手順と工事箇所及び断水の範

囲を記入した住宅地図等を監督職員に提出すること。

2. 断水作業は時間に制約されるので、円滑な作業ができるように十分な作業員を配置し、資材、機械、器具を確認し、すみやかに作業ができるよう事前に仕切弁筐の点検を行うこと。
3. 事前に断水を伴う作業の日程を監督職員と十分協議を行い、作業実施前にチラシ等により住民への連絡を徹底すること。

#### **1-4 その他**

本工事の実施に当たり、現地の状況及び関係機関との協議により数量の変更が生じた場合、監督職員と協議すること。

## 山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいい、通期の4週8休以上を必須とする。

#### (2) 発注者指定型

現場閉所又は交替制により週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

#### (3) 週休2日

① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、月曜日から日曜日までを基本とする1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、悪天候等、受注者の責によらず、やむを得ず平日に現場閉所し土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。

② 完全週休2日（交替制）とは、交替制において、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、1週間に2日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす

③ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

④ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

#### (4) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施して

いる期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(5) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率または休日率が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。

(6) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(7) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(8) 交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日を確保することをいう。

(9) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

**(対象工事及び発注方式)**

**第3条** 山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とし、発注者指定型で発注するものとする。ただし、次に該当する工事は除くものとする。

・緊急を要する工事（災害復旧工事は含まない）

2 連続施工せざるを得ない工事は交替制で発注するものとする。

**(現場閉所による週休2日確保工事の取扱い等)**

**第4条** 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休2日確保工事である旨を記載する。

3 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休2日又は完全週休2日（土日）を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日（土日）において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

- 4 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日（土日）の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
- 5 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日（土日）においては土曜日、日曜日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
- 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日（土日）においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
- 8 完全週休2日（土日）の取り組みにあたっては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定する。
- 9 災害対応等でやむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- 10 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 11 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
  - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
  - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 12 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。

また、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
- 13 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
- 14 発注者は、月単位の4週8休以上又は完全週休2日（土日）の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を発行する

ものとする。

**(交替制による週休2日確保工事の取扱い等)**

- 第4条の2** 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上の交替制を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。
- 2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が交替制による月単位の週休2日確保工事である旨を記載するものとする。
  - 3 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事（月単位または完全週休2日（交替制））について協議を行うものとする。
  - 4 施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を交替制の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。
    - (1) 非常勤の者（臨時で従事する者）
    - (2) 現場作業日数が5日未満の者
  - 5 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び月単位の週休2日又は完全週休2日（交替制）を確保する休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。
  - 6 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日（交替制）の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
  - 7 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
  - 8 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。
  - 9 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。
  - 10 受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。
  - 11 受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
  - 12 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提示しなければならない。
  - 13 発注者は、変更（精算時）の積算において、完全週休2日（交替制）を達成した

場合、完全週休2日（交替制）の補正係数に変更するものとする。

また、月単位の4週8休以上の交替制に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。

14 発注者は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

15 発注者は、週休2日確保工事において月単位の4週8休以上又は完全週休2日の交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行するものとする。

#### （その他）

**第5条** 工事費の積算については別紙1に基づくものとする。

2 工事成績評定については別紙2に基づくものとする。

3 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙3に基づくものとする。

#### （アンケートの実施）

**第6条** 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

## 週休 2 日確保工事における工事費の積算について

〔発注者指定型〕

## 1 積算方法等

対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。

## (1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

## ① 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週で土日に現場閉所されている場合。

## ② 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）

対象期間内の全ての月で現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合。

暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%以上）を達成しているものとみなす。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

## (2) 補正方法

積算方法毎に対象期間内の現場の閉所状況に応じて次のとおり補正を行う。

## ① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数	
	月単位の週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
労務費	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 1	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 2	1. 0 3

## ② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 2
ガス圧接工		1. 0 1	1. 0 1

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日	完全週休2日 (土日)
インターロッキング工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付法砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

③ 土木工事標準単価方式  
各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日	完全週休2日 (土日)
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属容射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

## 2 当初（発注）時の積算

月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算する。

### 3 変更（精算）時の積算

変更（清算）時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

現場閉所が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算する。

[発注者指定型（交替制）]

#### 1 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて、各経費を補正するものとする。

##### (1) 技術者及び技能労働者の休日率の状況

技術者及び技能労働者の休日率の状況は、次のとおりとする。

###### ① 完全週休2日（交替制）

対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日／7日）以上の場合

###### ② 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合

##### (2) 休日率の計算

###### ①対象者毎の休日率の計算

対象者毎に休日率を計算する。

なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。

$$\text{対象者の休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

###### ②工事全体での休日率の計算

①により求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。

###### ③中抜け期間の除外

以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。

- ・他工事に従事している期間
- ・断続的な作業期間の間の期間
- ・長期休業等により出勤できない期間

##### (3) 補正方法

対象期間内に従事した技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて次のとおり補正を行う。

###### ① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数	
	月単位の週休2日 (交替制)	完全週休2日 (交替制)
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日 (交替制)	完全 週休2日 (交替制)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキング工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付法砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

- ③ 土木工事標準単価方式  
各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日 (交替制)	完全 週休2日 (交替制)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
支承金属容射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日 (交替制)	完全週休 2日 (交替制)
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

## 2 当初（発注）時の積算

月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算する。

## 3 変更（精算）時の積算

変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、休日率の状況を確認でき次第、積算できるものとする。

完全週休2日（交替制）を達成した場合、完全週休2日（交替制）の補正係数に変更するものとする。休日率が月単位の4週8休に満たない場合、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算する。

## 週休2日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

### 1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点は行わない。

### 2 評価方法

(1) 監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が月単位の4週8休以上、又は完全週休2日（土日又は交替制）の場合（次の2項目を評価）

- 「休日の確保を行っている。」
- 「その他（完全週休2日（土日又は交替制）を実施している。）」

② 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の4週8休以上の場合（次の1項目を評価）

- 「休日の確保を行っている。」

(2) 監督員の5. 創意工夫〔働き方改革〕において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の4週8休以上の場合

- 「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」  
※週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

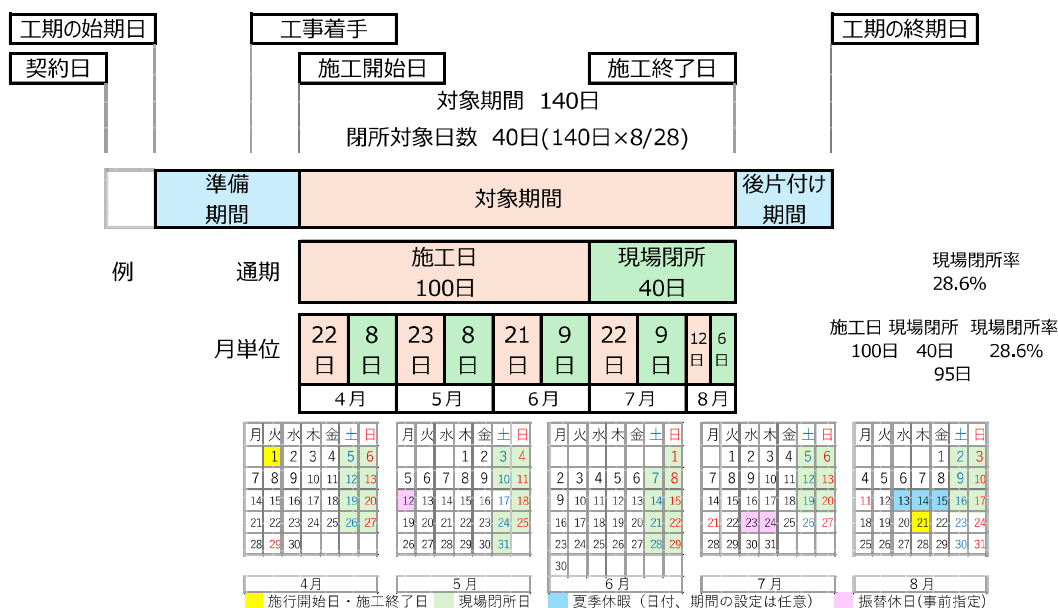
(3) 総括監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の4週8休以上の場合

- 「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」
- 「現場閉所（交替制）による週休2日（4週8休以上）を行った。」  
※週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則”a”評価（2点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、”a”評価としないことができる。

## 週休2日確保工事における工期の考え方について

### 週休2日を確保するイメージ (発注者指定型)



※上図では対象期間内の現場閉所日数が40日以上となれば「通期」の4週8休以上。  
かつ、月ごとに現場閉所率が8/28=28.5%以上であれば、「月単位」の4週8休以上。

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。